

石井町役場一般封筒有料広告募集要領

1 目的

石井町では、町有資産等に民間企業などの広告を掲載することにより、自主財源の確保をするとともに、町民サービスの向上と地域経済の活性化を図っていくため、一般封筒の有料広告を募集します。

2 広告の規格・募集枠など

掲載封筒	作成枚数	広告規格	募集枠	掲載料（1枠）
一般用長形 3号	4,000枚	小枠（別紙）	2枠	12,000 円
		大枠（別紙）	1枠	24,000 円
一般用角形20号	2,000枚	小枠（別紙）	2枠	10,000 円
		大枠（別紙）	1枠	20,000 円

- (1)今回、広告を募集するものは各課一般事務用封筒（長形3号は、窓付き封筒のみで町内郵送用（区内特別））です。
- (2)広告については、単色（青色）になります。
- (3)広告掲載料は、消費税等を含んだ金額です。
- (4)石井町有料広告掲載取扱要綱、石井町役場一般封筒有料広告募集要領を遵守したものの。
- (5)上記作成枚数・募集枠は1セットです。申込者数等を考慮し複数セット作成予定です。

3 封筒の使用期間

令和8年4月1日～ 広告掲載封筒がなくなるまで。

4 募集期間

令和8年1月9日（金）～ 令和8年2月6日（金）（消印有効）

5 申込方法等

申込書等の提出書類を総務課まで持参又は簡易書留にて提出してください。
土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間
（ファックス、電子メールは不可）

(1)提出書類

①申込書（様式第1号）

石井町役場ホームページからダウンロード又は総務課にて配布しています。

②掲載したい広告案（データ又は紙）

③法人にあっては、法人の業務内容を明らかにする書類等（会社案内等）

④申込者の住所が町外の場合は、住所地における当該年度における法人市町村民税（個人事業主の場合は市町村民税（住民税））の納税証明書（提出日前3カ月以内のもの）

(2)掲載できない広告

次に該当する広告は、掲載できません。

- ①町有資産の目的及び公共性を損なう恐れのあるもの
- ②法令等に違反するもの又はその恐れのあるもの
- ③公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- ④人権侵害となるもの又はその恐れのあるもの
- ⑤政治性又は宗教性のあるもの
- ⑥社会問題についての主義又は主張
- ⑦個人の宣伝
- ⑧美観風致を阻害する恐れのあるもの
- ⑨内容又は責任の所在が不明確なもの
- ⑩青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ⑪公衆に不快の念又は危害を与える恐れのあるもの
- ⑫町税等を滞納しているもの
- ⑬その他、石井町が不相当と判断したもの

6 申込先

〒779-3295 名西郡石井町高川原字高川原121番地1 石井町役場 総務課

7 選定方法と決定

提出された書類等を石井町有料広告掲載取扱要綱の規定に従い審査した上で、掲載の可否を決定し申込者に石井町有料広告掲載決定通知書を通知します。

8 掲載料の払込み

石井町有料広告掲載決定通知書へ納入通知書を同封しますので、決定通知書に定める納期限までに納入通知書により取扱金融機関等から納めてください。

9 その他注意事項

- (1)石井町有料広告掲載取扱要綱の規定に反する表示又は表現がある場合は、その内容を一部を変更していただく場合があります。
- (2)町は、広告内容や広告掲載に関するすべての事項についての責任は一切負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、申込者の責任及び負担において解決してください。
- (3)広告掲載後の広告の変更はできません。
- (4)次の場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。なお、広告掲載の決定を取り消したときは、既に納付した広告掲載料は返還いたしません。
 - ①虚偽の申込によって掲載の決定がなされたとき。
 - ②掲載料が指定する期日までに納入されないとき。
 - ③申込者が、広告掲載の決定後「石井町有料広告掲載取扱要綱」の規定に反する業種や事業者になったとき。

【申込み・問い合わせ】

石井町役場 総務課

電 話 088-674-1111